

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年12月14日

【円建て】マイクロローン事業者ファンド 35号

分配時報告

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

本ファンドは2020年7月28日に配信させていただきました「契約期間延長のお知らせ」に記載のとおり、運用期間を2021年1月末日まで延長いたしました。そのうえで、後述する分配方針の変更(※)に従い、本営業者は、2020年11月に行われたIDF社からエストニアグループ会社への元本および利息の返済を原資として、保有中の投資家のみなさまへの分配を実施いたします。つきましては、分配時報告を以下のとおりご連絡申し上げます。

本ファンドの概況

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ、以下エストニアグループ会社）に貸付けたのち、キプロスを拠点に事業を展開する金融事業者であるIDF Holding Limited（以下「IDF社」といいます）に貸付けを行いました。

IDF社の状況および本営業者の対応

本営業者はIDF社より、IDF社グループが貸付事業を行うロシア、カザフスタンにおいて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景にそれぞれの国で民間の融資の返済について一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延期する政府令（モラトリアム施策）が出されたことを受け、IDF社グループがバランスシートの手元流動性を確保するため、2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を、2020年4月22日に受領しました。

各国のモラトリアム施策がIDF社グループ傘下企業に与える影響について、IDF社からの情報では、ロシアにおいては比較的軽微に留まる一方、カザフスタンでは2020年6月15日にモラトリアム施策が終了したもののその適用申請者がロシアと比べて広範に及ぶこと、また、2020年7月下旬から8月17日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（経済封鎖）が行われたことが、IDF社による貸付資金の回収に影響を与えました。IDF社は手元資金をより厚めに備えるため、マイクロローン事業者ファンドシリーズの2020年9月期までの分配の原資となる本営業者グループ会社への返済について、本営業者に対し2020年4月期と同様に元本返済期間延長の申し出を行いました。

かかる申し出を受け、本営業者は上記2か国の政府令の影響や貸付の回収状況を確認のうえ、本営業者は2020年4月期から9月期に当初満期日を迎えた本ファンドシリーズのファンドについて、最長6

か月間の延長を行いました。

その後、2020年10月期については当初の期日通りに返済する旨 IDF 社が同意し、2020年10月27日に、本営業者グループ会社に約定通りの返済資金が着金しました。また、後述する分配方針の変更(※)を踏まえ2020年10月期、2020年11月期に当初満期日を迎えたファンドについても延長を行いました。

本営業者による分配方針の変更(※)

2020年10月期において本営業者は、匿名組合契約に基づく分配の方法を変更し、本営業者が正常先とする貸付先に融資を行い、かつ、合同運用を行うファンドシリーズのうち、延長中のファンドを含むものについては、平等性の観点から、すでに延長中かつ延長後の経過期間が長いファンドから順次分配を行うべきと判断いたしました。

今月期(2020年11月期)においてもかかる方針に従い、エストニアグループ会社がIDF社より11月に受領した返済資金を原資として、2020年7月に当初満期を迎えた本ファンドの分配を行います。

なお、今後も本ファンドシリーズにおいては、延長後の経過期間が長いファンドから優先して分配を行わせていただきます。そして、延長中のファンドがすべて償還した後は、上記分配方針の変更以前と同様に、当初満期日を迎えたファンドの分配を順次行っていく予定です。

本ファンドにおけるこれまでの分配および2020年11月期の分配について

- ・2020年7月期から2020年9月期にかけて、エストニアグループ会社がIDF社から受け取った利息を原資として分配を行いました。
- ・2020年10月期、上述した本営業者による分配方針の変更(※)に伴い、より延長後の経過期間が長いファンドへ優先して分配を行ったため、本ファンドの分配はございませんでした。

今月期(2020年11月期)、エストニアグループ会社がIDF社から受け取った返済金を原資として、以下の金額(税引き前、単位:円)を分配させていただきます。

【円建て】マイクロローン事業者ファンド35号	24,305,801
------------------------	------------

本ファンドにおいて報告すべき事象が起きた際等には、速やかに投資家の皆様にご報告できますよう努めてまいります。

会社概要(クラウドクレジット・ファンディング合同会社)

【代表社員】クラウドクレジット株式会社

【設立年月】2016年3月

【資本金】1,000,000円

【住所】東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号